

○ 審査基準及び処分基準の別紙

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考																				
審査基準 令和7年3月24日作成 <table><tr><td>法令名：道路交通法</td></tr><tr><td>根拠条項：第84条第1項</td></tr><tr><td>処分の概要：運転免許（試験により判断する場合以外の場合）</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長）</td></tr><tr><td>法令の定め：道路交通法第88条（免許の欠格事由）、第90条第1項、第2項及び第13項（免許の拒否等）、第90条の2第1項（大型免許等を受けようとする者の義務）、第96条（受験資格）、第96条の2（受験資格）、第96条の3（受験資格） 道路交通法施行令第32条の7（19歳で大型自動車免許等を受けることができる者）、第33条（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の2（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の2の2（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の5の2（仮運転免許の拒否の基準）、第33条の6（大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第34条（受験資格の特例）、第34条の2（受験資格の特例）</td></tr><tr><td>審査基準：病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行い場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙2のとおり。</td></tr><tr><td>標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日</td></tr><tr><td>申請先：交通部運転免許本部運転免許課</td></tr><tr><td>問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 043-274-2000</td></tr><tr><td>備考：</td></tr></table>	法令名：道路交通法	根拠条項：第84条第1項	処分の概要：運転免許（試験により判断する場合以外の場合）	原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長）	法令の定め：道路交通法第88条（免許の欠格事由）、第90条第1項、第2項及び第13項（免許の拒否等）、第90条の2第1項（大型免許等を受けようとする者の義務）、第96条（受験資格）、第96条の2（受験資格）、第96条の3（受験資格） 道路交通法施行令第32条の7（19歳で大型自動車免許等を受けることができる者）、第33条（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の2（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の2の2（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の5の2（仮運転免許の拒否の基準）、第33条の6（大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第34条（受験資格の特例）、第34条の2（受験資格の特例）	審査基準：病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行い場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙2のとおり。	標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日	申請先：交通部運転免許本部運転免許課	問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 043-274-2000	備考：	審査基準 令和6年12月12日作成 <table><tr><td>法令名：道路交通法</td></tr><tr><td>根拠条項：第84条第1項</td></tr><tr><td>処分の概要：運転免許（試験により判断する場合以外の場合）</td></tr><tr><td>原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長）</td></tr><tr><td>法令の定め：道路交通法第88条（免許の欠格事由）、第90条第1項、第2項及び第13項（免許の拒否等）、第90条の2第1項（大型免許等を受けようとする者の義務）、第96条（受験資格）、第96条の2（受験資格）、第96条の3（受験資格） 道路交通法施行令第32条の7（19歳で大型自動車免許等を受けることができる者）、第33条（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の2（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の2の2（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の5の2（仮運転免許の拒否の基準）、第33条の6（大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第34条（受験資格の特例）、第34条の2（受験資格の特例）</td></tr><tr><td>審査基準：病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行い場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙2のとおり。</td></tr><tr><td>標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日</td></tr><tr><td>申請先：交通部運転免許本部運転免許課</td></tr><tr><td>問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 043-274-2000</td></tr><tr><td>備考：</td></tr></table>	法令名：道路交通法	根拠条項：第84条第1項	処分の概要：運転免許（試験により判断する場合以外の場合）	原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長）	法令の定め：道路交通法第88条（免許の欠格事由）、第90条第1項、第2項及び第13項（免許の拒否等）、第90条の2第1項（大型免許等を受けようとする者の義務）、第96条（受験資格）、第96条の2（受験資格）、第96条の3（受験資格） 道路交通法施行令第32条の7（19歳で大型自動車免許等を受けることができる者）、第33条（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の2（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の2の2（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の5の2（仮運転免許の拒否の基準）、第33条の6（大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第34条（受験資格の特例）、第34条の2（受験資格の特例）	審査基準：病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行い場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙2のとおり。	標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日	申請先：交通部運転免許本部運転免許課	問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 043-274-2000	備考：	
法令名：道路交通法																						
根拠条項：第84条第1項																						
処分の概要：運転免許（試験により判断する場合以外の場合）																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長）																						
法令の定め：道路交通法第88条（免許の欠格事由）、第90条第1項、第2項及び第13項（免許の拒否等）、第90条の2第1項（大型免許等を受けようとする者の義務）、第96条（受験資格）、第96条の2（受験資格）、第96条の3（受験資格） 道路交通法施行令第32条の7（19歳で大型自動車免許等を受けることができる者）、第33条（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の2（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の2の2（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の5の2（仮運転免許の拒否の基準）、第33条の6（大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第34条（受験資格の特例）、第34条の2（受験資格の特例）																						
審査基準：病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行い場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙2のとおり。																						
標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日																						
申請先：交通部運転免許本部運転免許課																						
問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 043-274-2000																						
備考：																						
法令名：道路交通法																						
根拠条項：第84条第1項																						
処分の概要：運転免許（試験により判断する場合以外の場合）																						
原権者（委任先）：千葉県公安委員会（免許の保留及び仮免許付与については、千葉県警察本部長）																						
法令の定め：道路交通法第88条（免許の欠格事由）、第90条第1項、第2項及び第13項（免許の拒否等）、第90条の2第1項（大型免許等を受けようとする者の義務）、第96条（受験資格）、第96条の2（受験資格）、第96条の3（受験資格） 道路交通法施行令第32条の7（19歳で大型自動車免許等を受けることができる者）、第33条（免許の拒否又は保留の基準）、第33条の2（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の2の2（免許の拒否又は保留の基準等）、第33条の5の2（仮運転免許の拒否の基準）、第33条の6（大型免許等を受けようとする者に対する講習を受ける必要がない者）、第34条（受験資格の特例）、第34条の2（受験資格の特例）																						
審査基準：病気等の事由により運転免許の拒否又は保留を行い場合の基準は別紙1のとおり。 点数制度等により運転免許の拒否を行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙2に従い処分の軽減を行う。保留を行う場合の基準は別紙2のとおり。																						
標準処理期間：交通部運転免許本部運転免許課受理は 1日																						
申請先：交通部運転免許本部運転免許課																						
問い合わせ先：交通部運転免許本部運転免許課 043-274-2000																						
備考：																						

改正後	改正前	備考
別紙1 2 てんかん(1)～(4)略 (5) 日本てんかん学会は、てんかんと診断された者については、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、準中型免許(準中型免許(5t限定)を除く。)、中型免許(中型免許(8t限定)を除く。)、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているので、これに該当する者がこれら<u>免許の申請又はこれらの免許に係る免許証等の更新の申請</u>を行った場合には、上記(2)及び(3)の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を奨励することとする。 3 再発性の失神(2)不整脈を原因とする失神(ア)～(エ)略 (オ) 日本不整脈心電学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者については中型免許(中型免許(8t限定)を除く。)、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているので、これに該当する者がこれら<u>の免許の申請又はこれらの免許に係る免許証等の更新の申請</u>を行った場合には、上記(ア) b 若しくは c、(イ) b 若しくは c 又は(ウ) b 若しくは c の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を奨励することとする。 別紙2 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1条～2条略 3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(1)ア(ア)～(ケ)略 (コ) 不正の手段で<u>免許、免許証又は免許情報記録個人番号カード</u>を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上期間とする。	別紙1 2 てんかん(1)～(4)略 (5) 日本てんかん学会は、てんかんと診断された者については、てんかんに係る発作が、投薬なしで過去5年間なく、今後も再発のおそれがない場合を除き、準中型免許(準中型免許(5t限定)を除く。)、中型免許(中型免許(8t限定)を除く。)、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているので、これに該当する者がこれら<u>免許の申請又は更新の申請</u>を行った場合には、上記(2)及び(3)の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を奨励することとする。 3 再発性の失神(2)不整脈を原因とする失神(ア)～(エ)略 (オ) 日本不整脈心電学会は、植込み型除細動器を植え込んでいる者については中型免許(中型免許(8t限定)を除く。)、大型免許及び第二種免許の適性はないとの見解を有しているので、これに該当する者がこれら<u>の免許の申請又は更新の申請</u>を行った場合には、上記(ア) b 若しくは c、(イ) b 若しくは c 又は(ウ) b 若しくは c の処分の対象とならない場合であっても、当該見解を説明の上、免許申請・更新申請に係る再考を勧めるとともに、申請取消しの制度の活用を奨励することとする。 別紙2 運転免許の効力の停止等の処分量定基準 1条～2条略 3条 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定(1)ア(ア)～(ケ)略 (コ) 不正の手段で<u>免許又は免許証</u>を取得し、若しくは取得しようとしたとき、又はこれらの行為に関与したときは、60日以上期間とする。	法改正により現行免許証にマイナ免許証が加わることから、「これらの免許に係る免許証等」と追記(警察庁のモデル基準に表記を合わせた) 法改正により現行免許証にマイナ免許証が加わることから、「これらの免許に係る免許証等」と追記(警察庁のモデル基準に表記を合わせた) 「免許情報記録個人番号カード」の追記と文言の整理